

15のいす

—「判断する」ということ—

最高裁判所判事

小池 裕



私たちは、日頃、身近なことから大事な事柄まで、多種多様な判断をしながら生活しています。判断の仕方は、直観的に、論理的に、あるいは妥協的に行うなど、時々状況に応じて様々です。日常的にはそのような判断の蓄積を基に活動していますが、それが事件や争いごとになると訴訟で決着をつけなければならぬ場合があります。

訴訟は、事実に基づき道理に照らして裁判所を説得した方が勝つという仕組みといえるでしょう。訴訟の当事者は、正当性の根拠を合理的に主張し、それを証拠に基づいて証明する必要があります。審理手続は、原則として公開の法廷で、見て聴いて分かる形で進められます。

裁判所はこのような審理を経て判断を示すのですが、法律の解釈、事実認定の見極め、行為の相当性の法的評価等について、難しい判断を迫られることが少なくありません。このような場合には、合議体で審理して各裁判官が率直で柔軟な議論をすることが非

常に有意義で重要だと思います。異なる意見を尊重しつつ多角的に検討し、乗り降り自由な議論を重ねる中で、問題点が整理され、考察が深化して、确实により熟した判断に到達できるのです。

裁判所は、認定事実に基づく実証性と法に基づく論理性に従って、公開の法廷で判決によって判断を示します。裁判所が法廷という国民にオープンな場で審理し、判決という合理的な検証が可能なスタイルで公権的な判断を示すことは、民主主義国家においてとても重要な意義があると考えています。

数多の歴史的な経験や思索を経て、裁判所は法的紛争の公権的な解決について国民の負託を受け、そのための裁判の仕組みが築かれてきました。見解の分かれる事柄について明快な判断を示すのは実に難しいことですが、裁判所の果たすべき役割を肝に銘じ、国民が見て聴いて分かる審理、説得力を備えた判断を目指して努力を重ねていくことが、何より大切であると思います。

(こいけ・ひろし)

